

特許庁委託
ジェトロ知的財産権情報

模倣対策マニュアル

インドネシア編

2008年3月

JETRO

第8項)、さらに上告審も上告から90日以内に判決を下すように定めている(第82条第9項)が、実態としても中央ジャカルタ商務裁判所が審理した裁判に要した期間は、最高裁への再審請求も含めて平均200日程度であり、裁判の早期化が現実のものとなっている。

(5-8-5) 商標の冒用出願

インドネシアでは、真正な商標所有者が商標出願をする前に、他人に商標出願をされてしまうことが往々にして発生している。全く知らない者が出願するケースもあるが、元社員や元代理店が会社に無断で出願するケースが目につく。特に代理店契約終結を機にそのような行為に出ることが多いようである。インドネシア進出を決めた時点から早期に知的財産の保護を図ることが必要である。

図らずも自身が出願するよりも先に、他人によって商標が出願しまった場合には、自身の商標が著名であることと、相手方が悪意をもって商標出願していたことを理由に異議申し立てなければならない。著名性を証明するためには、以下のような書類を提出することができる。

著名性を示す証拠例:

- 他国での商標登録証
- 宣伝、カタログ等
- INVOICE等、商取引があったことを示す書類

インドネシアでは著名性の定義がはっきりされていないが、他国での登録証はできるだけ多くの国をカバーし、宣伝、カタログ、商取引の証拠はインドネシアにおける宣伝・商業活動を示すものが求められるようである。

まだ商標取消訴訟が地方裁判所の管轄であった時期のものであるが、冒用出願によって他人名義で登録されてしまった商標を最高裁まで戦って取り戻した事例を紹介する(巻末添付資料11)。

(6) 著作権

(6-1) 著作権法の概要

現在施行されている著作権法は、2002年著作権に関する法律第19号であって、2002年7月29日に改正、2003年7月29日に施行された。その概要は以下のとおりである。

- ・ 権利発生には登録不要であるが、権利行使のためには登録しておいた方がよい。
- ・ 保護の対象

書籍、コンピュータープログラム、パンフレット、発行物の印刷レイアウト、及びその他すべての文字によって書かれた作品

講演、講義、演説及びその他の著作物で、口頭で表現されたもの

教育と科学の目的のために作成された視覚教材

歌又は音楽で、歌詞を有するもの及び有しないもの

演劇、ミュージカル、振り付け、舞踏、ワヤン影芝居、パントマイム

絵画、絵図、彫り物、書、彫刻、銅像、コラージュ、及び応用美術等のあらゆる形態の芸術作品

建築物

地図

パティック

写真

映画

翻訳、通訳、脚色、選集、データベース及びその他の作品で、形態の変化によるもの

- ・ コンピュータプログラム、データベースの保護期間を規定(最初の公表から50年)
- ・ 隣接権の保護を規定(対象:実演家、レコード製作者、放送業者)
- ・ 仮処分、損害賠償、差止め等民事的救済措置を規定
- ・ 他人の特許を侵害した者には、最高懲役7年、罰金 50 億ルピアが科せられる。
- ・ 侵害は親告罪ではない。

(6 - 2) 出願に必要な書類

著作権登録出願に当たっては、以下の書類を著作権意匠半導体配置設計営業秘密局に提出しなければならない。いずれの書類もインドネシア語で記載すること。

願書

記載事項

1. 出願年月日
2. 出願人の氏名、住所
3. 代理人の氏名、住所(代理人を通して出願する場合。)

著作物見本

委任状(代理人を通して出願する場合。)

(6 - 3) 出願費用

著作権出願にかかる費用は、コンピュータープログラムの場合 Rp150,000、コンピュータープログラム以外の場合 Rp75,000 であって、別途登録料の支払いは不要である。

(7) 集積回路配置

(7 - 1) 集積回路配置法の概要

2000年集積回路配置設計に関する法律第32号が2000年12月20日より施行されている。その概要は以下のとおりである。

添付資料5

著作権法

2002 年法律第 19 号

2002 年 7 月 29 日制定

第 1 章 総則

第 1 条

本法において、

- (1) 「著作権」とは、著作者又は権利を受けた者に与えられる排他的権利であって、現行法規による限定を損なうことなく、その著作物を公表又は複製し、若しくはそのための許可を与えるための権利をいう。
- (2) 「著作者」とは、個人又は共同する複数の者であって、着想によって、思考力、想像力、奇智、技量、又は技能に基づいて、特別かつ個性的な形に表現された著作物を創作する者をいう。
- (3) 「著作物」とは、著作者の作品であって、科学、芸術、文学の分野で独創性を示すものをいう。
- (4) 「著作権者」とは、著作権の所有者としての著作者、又は著作者からその権利を譲り受けた者、又はその者からさらに権利を譲り受けた者をいう。
- (5) 「公表」とは、インターネットを含むあらゆる媒体を利用して著作物を読解、放送、展示、販売、流通、又は頒布すること、又はいかなる方法によって著作物が何人にも読まれたり、聞かれたり、見られたりするようにすることをいう。
- (6) 「複製」とは、ある著作物の全部又は非常に実質的な一部を、同一又は同一でない材料を使って、恒久的に或は一時的に数を増やすことであり、複写することをいう。
- (7) 「肖像」とは、何らかの方法及び器具を使って、身体他の部分と共に或は身体他の部分を含まずに描かれた人の顔の像をいう。
- (8) 「コンピュータープログラム」とは、言語、コード、図、又はその他の形態で表現された

命令の集まりであって、命令の設計のための準備を含み、コンピューターによって解読可能な媒体に組み入れられたとき、コンピューターに特定の作業をさせ、又は特定の結果を得るようにすることができるものをいう。

- (9) 「著作隣接権」とは、著作権に隣接する権利であって、実演者がその実演を複製、放送するための、レコード製作者がそのレコードを複製、賃貸するための、放送事業者がその放送作品を製作、複製又は放送するための排他的権利をいう。
- (10) 「実演家」とは、俳優、歌手、音楽家、舞踏家又は音楽、演劇、舞踊、文学、伝統芸能及びその他の芸術作品を表現し、上演し、公演し、歌い、伝え、朗読し、演じる者達をいう。
- (11) 「レコード製作者」とは、個人又は法人であって、公演又は他の音声を最初に録音し、その音声の録音の実施に責任を負うものをいう。
- (12) 「放送事業者」とは、法人として放送を行う機関であって、有線又は無線、若しくはその他の電磁システムを通じてある放送作品の放送を行うものをいう。
- (13) 「出願」とは、出願人が総局に対して提出する著作物の登録出願をいう。
- (14) 「実施許諾」とは、特定の条件のもとに、その著作物を公表及び/又は複製、若しくはその隣接権を複製するために、著作権者又は著作隣接権者から他人に対して認められた許可をいう。
- (15) 「代理人」とは、本法に規定する知的財産コンサルタントをいう。
- (16) 「大臣」とは、職務と責任の範囲が著作権を含む知的財産権の分野での指導を含む大臣をいう。
- (17) 総局とは、大臣管轄下にある知的財産権総局をいう。

第 2 章 著作権の範囲

第 1 節 著作権の機能と性質

第 2 条

- (1) 著作権とは、著作者及びその権利を譲り受けた者に対して与えられる、著作物を公表又は複製するための権利であって、現行法規による制限に違反することなく、著作物の創作によって自然に発生する権利である。
- (2) 映像作品とコンピュータープログラムに関する著作物の著作者及び/又は著作権者は、商業的利益の為に、他人にその著作物を賃貸する許可を与えたり、他人が許可なく賃貸する事を禁じる権利を有する。

第3条

- (1) 著作権は、動産と見なされる。
- (2) 著作権は次の理由により全部又は一部が移転又は譲渡される。
 - (a) 相続
 - (b) 贈与
 - (c) 遺言
 - (d) 書面による契約 又は
 - (e) 法律規則によって正当と認められる他の原因

第4条

- (1) 著作者が所有する著作権は、その著作者の死亡後、遺産相続人又は遺言による相続人の所有となり、その著作権を剥奪することはできない。
- (2) 公表されない著作権は、その著作者の死亡後、遺産相続人又は遺言による相続人の所有となり、その著作権を剥奪することはできない。

第2節 著作者

第5条

- (1) 反証されない限り、次の者が著作者として見なされる。
 - (a) 氏名が法務省の著作権原簿及び著作権登録公報に記載されている者
 - (b) 氏名が著作者として著作物の中で述べられているか、公表されている者
- (2) 反証されない限り、書面の資料を使わず、かつ著作者が誰であるかという通知がない講演では、講演者が、その講演の著作者と見な

される。

第6条

著作物が二人又はそれ以上の者が創作したいくつかの部分より構成されるとき、著作者と見なされるのはその著作物の全部を完成することを指導、監督した者であると見なされ、そのような者が存在しない場合には、著作物のそれぞれの部分の著作権を侵害することなく、著作物をまとめた者であると見なされる。

第7条

著作物が一人の者によって設計され、その設計者の指導監督のもとに他の者によって具現化され、実行されるとき、著作者はその著作物を設計した者である。

第8条

- (1) ある著作物が他人との雇用関係の下で職場において作られるとき、その者のためにその著作物が作られた者が著作権者となる。ただし、その著作物が職務関係を超えて利用されるとき、著作者としての製作者の権利を損なわない範囲で双方の間に別途契約がある場合はこの限りではない。
- (2) 第1項の規定は、雇用関係の下で発注される注文に基づいて他人が創作する著作物についても適用される。
- (3) 著作物が職務関係の下で創作されるか又は注文に基づいて創作されるときには、その著作物を創作する者が著作者であり著作権者であると見なされる。但し、双方の間に別途契約がある場合は除く。

(訳者注:「雇用関係」が定常的雇用関係を意味するのに対して、「職務関係」は非定常的雇用関係又は一時的契約関係を意味する。)

第9条

ある法人が、著作者として個人の氏名を述べることなく、その法人が源である著作物を公表するとき、反証されない限り、その法人が著作者であると見なされる。

第3節 著作者が不明の著作物に関する著作権

第10条

- (1) 有史前、有史後の遺跡、その他の国家的文化資産については、国が著作権を有する。
- (2) 例えば昔話、民話、おとぎ話、神話、歴史、民芸品、振り付け、舞踊、書及びその他の芸術作品のように、共有物となっている民衆の文化資産は、国が著作権を有する。
- (3) インドネシア国民でない者が、第2項の著作物を発表し複製するためには、管轄機関から事前に許可を得なければならない。
- (4) 本条に規定する国有著作権に関する更なる規定は、政令で定められる。

第11条

- (1) ある著作物について著作者が不明であり、かつその著作物がまだ発行されていないとき、著作者の利益のために国がその著作物の著作権を有する。
- (2) ある著作物がすでに発行されているが著作者が不明なとき、又はその著作物に著作者のペンネームのみが表示されているとき、著作者の利益のために発行者がその著作物の著作権を有する。

第4節 著作権が保護される著作物

第12条

- (1) 本法で保護される著作物は、科学、芸術、文学の分野の著作物で次のような作品を含む。
 - (a) 書籍、コンピュータープログラム、パンフレット、発行物の印刷レイアウト、及びその他すべての文字によって書かれた作品
 - (b) 講演、講義、演説及びその他の著作物で、口頭で表現されたもの
 - (c) 教育と科学の目的のために作成された視覚教材
 - (d) 歌又は音楽で、歌詞を有するもの及び有しないもの
 - (e) 演劇、ミュージカル、振り付け、舞踏、ワヤン影芝居、パントマイム

(f) 絵画、絵図、彫り物、書、彫刻、銅像、コラージュ、及び応用美術等のあらゆる形態の芸術作品

(g) 建築物

(h) 地図

(i) パティック

(j) 写真

(k) 映画

(l) 翻訳、通訳、脚色、選集、データベース及びその他の作品で、形態の変化によるもの

(2) (l)号に規定する作品は、元の作品に関する著作権を侵害することなく、個別の作品として保護される。

(3) 第1項及び第2項に規定する保護には、非公開又は未発表の著作物であるが、すでに明確なある単位の形態となっており、その複製が可能であるものを含む。

第13条

- (1) 次に対する著作権は存在しない。
 - (a) 国家機関の公開審議の結果。
 - (b) 法律規則
 - (c) 公的な演説及び政府官吏の演説
 - (d) 裁判判決及び裁判官の判定
 - (e) 仲裁機関の判定

第5節 著作権の制限

第14条

次の行為は著作権侵害と見なされない。

(a) 国の印章及び国歌を本来の性格に従って公表し複製すること。

(b) 政府によって又は政府の名義で発表されたあらゆるものの公表及び/又は複製。ただし、法律規則によって、又はその著作物自身若しくはその著作物が公表される際に行われる表明によって、当該著作権の保護がされている場合を除く。

(c) ニュースの出所を完全に明記した上で、通信社、ラジオ又はテレビ放送機関、及び新聞からのニュースの全部又は一

部を引用すること。

第 15 条

出所を表示することを条件とし、次の行為は著作権侵害と見なされない。

- (a) 教育、研究、学術論文の執筆、報告書の作成、評論文の執筆及び著作者の正当な利益に損失を与えない問題の検討のために、他人の著作物を利用すること。
- (b) 裁判所の内外での弁護の必要のために他人の著作物の全部及び一部を引用すること。
- (c) 次の必要のために他人の著作物の全部及び一部を引用すること。
 - (i) 教育と学術のみを目的とする講演
 - (ii) 著作者の正当な利益に損失を与えないという条件で、無料で行われる公演
- (d) 盲人のために点字で科学、芸術及び文学の分野の著作物を複製すること。ただし、商業目的で複製する場合は例外である。
- (e) コンピュータープログラム以外の著作物を、公共図書館、調査研究又は教育機関、非営利な文書センター等において、あらゆる方法又は手続きにて、その活動の必要性のためにのみ限定的に複製すること。
- (f) 技術的な実施の検討に基づいて、建物等の建築著作物に変更を加えること。
- (g) 自分で使用するためにのみ、コンピュータープログラムの所有者がコンピュータープログラムの予備コピーを作成すること。

第 16 条

- (1) 教育、学術、研究開発活動のために、学術、文学の分野の著作物を、著作権審議会に諮問した後、大臣は次の行為を行うことができる。
 - (a) 所定の期間内にインドネシア共和国の

領域内で、著作物の翻訳及び/又は複製を行うように、著作権者に義務づけること。

- (b) 当該著作権が(a)に規定する義務を自ら実施しないとき、所定の期間内にインドネシア共和国の領域内で、当該著作物の翻訳及び/又は複製を行うために他人に許可を与えるよう、当該著作権者に義務づけること。
 - (c) 著作権の所持者が(b)に規定する義務を実施しないとき、当該著作物の翻訳及び/又は複製を行うため者を指定すること。
- (2) 第1項の翻訳義務は、その作品がインドネシア語に翻訳されたことがない限り、学術及び文学分野で公表されてから3年経過後に実施される。
 - (3) 第1項の複製義務は、次の期間経過後に実施される。
 - (a) インドネシア共和国の領土内で複製されたことのない数学及び自然科学分野の書物が公表されてから3年
 - (b) インドネシア共和国の領土内で複製されたことのない社会科学分野の書物が公表されてから5年
 - (c) インドネシア共和国の領土内で複製されたことのない芸術及び文学分野の書物が公表されてから7年
 - (4) 第1項に規定する翻訳又は複製は、インドネシア共和国領土内でのみ使用することができ、他国に輸出することができない。
 - (5) 第1項(b)及び(c)の規定の実施は、大統領令で定める金額の報酬を伴う。
 - (6) 第1項、第2項及び第3項に規定する翻訳及び/又は複製のために申請手続きは、大統領令で規定される

第 17 条

政府は著作権審議会に諮問した後、宗教、国家の治安防衛、道徳、公共秩序に関する政策に反する著作物の公表を禁じることができる。

第 18 条

- (1) 国家利益のために政府が行うラジオ又はテ

テレビの放送を通じての著作物の公表は、著作者又は著作権者の正当な利益を損なわず著作者又は著作権者に当然の報酬を与えることを条件に、著作権者の許可なしに実施することができる。

- (2) 第1項の規定における著作物を公表する権限を持つラジオ又はテレビの放送事業者は、それ以後の放送については、当該著作権者に当然の報酬を与える事を条件に、ラジオ又はテレビで独自に放送するためにのみ、その著作物を独自の機器で固定化する権限を持つ。

第6節 肖像に対する著作権

第19条

- (1) ある者の肖像に関する著作権を有する者は、その著作物を複製又は公表するために、事前にその肖像の者から許可を得るか、その肖像の人物が死後10年間その相続人より許可を得なければならない。
- (2) ある肖像に二人又はそれ以上の者が描かれているており、当該複製又は公表がその肖像にある他の者も含むとき、著作権者は肖像の描かれているそれぞれの人物を複製又は公表するために、肖像の描かれた者それぞれから事前に許可を得るか、又はその肖像の人物が死後10年間その相続人より許可を得なければならない。
- (3) 本条の規定は次のように作成された肖像についてのみ適用される。
- (a) 肖像の描かれた者自身の要求によって作成されたもの
- (b) 肖像の描かれた者の代表者によって要求され作成されたもの
- (c) 肖像の描かれた者の利益目的で作成されたもの

第20条

次に該当するとき、肖像の著作権者は肖像の公表を許されない。

- (a) 肖像を描かれた者の承認なく作成されたとき。
- (b) 肖像を描かれた者の代表者のなく作成

されたとき。

- (c) 肖像を描かれた者の利益の為でないとき。但し、公表が肖像を描かれた者の利益、又は肖像を描かれた者が死亡しているときは、その相続人の利益に関連するとき。

第21条

公演における一人又はそれ以上の実演家の肖像を公表するために作成することは、たとえ商業目的であっても、著作権違反とは見なされない。ただし、当事者が別途異なる意志を表明する場合は除く。

第22条

公衆の安全及び/又は刑事裁判の手続きで必要とされるために、権限を持つ機関は特定の者のいかなる形の肖像をも、複製し公表することができる。

第23条

著作権者及び写真、絵画、絵図、建築物、彫刻及び他の芸術作品の所有者の間で別途合意がある場合を除き、所有者は著作権者の承認を得ることなくその著作物を一般を対象とする展覧会で公表する権利を有し、又は第19条及び第20条の規定に違反することなくカタログに複製する権利を有する。

第7節 道德権

第24条

- (1) 著作者又はその相続人は、著作権者に対して、著作物に引き続き著作者の名前を記すよう要求する権利を有する。
- (2) 著作者又は著作権者が死亡したときはその相続人の承認がある場合を除き、著作物に変更を加えることはできない。
- (3) 第2項に述べる規定は、著作物の題及び副題、著作者の名前又はペンネームの記載とその変更についても適用される。
- (4) 著作者は、社会適用に応じて著作物の変更を行う権利を持つ。

第 25 条

- (1) 著作者の権利管理情報に係る電子情報は、破壊されたり変更されてはならない。
- (2) 第 1 項に関する更なる規定は政令で定められる。

第 26 条

- (1) ある著作物についての著作権は、その著作物の購入者に著作権を全部引渡さない間は依然として著作者の手元にある。
- (2) 全部又は一部を売却した著作権は同じ売却者によって二度売却することはできない。
- (3) ある著作物の同一の著作権を購入した複数人の中で紛争が生じたとき、その著作権を先に購入した者が保護される。

第 8 節 技術的管理手段

第 27 条

著作者の許可がある場合を除き、著作者の権利保全のための技術的管理手段は、破損、破壊、又は機能不能にされてはならない。

第 28 条

- (1) 高度技術製造設備を利用する著作物、特に光学ディスクは、権限ある機関が定めるすべての契約規則及びすべての製造基準を満たさなければならない。
- (2) 第 1 項に述べる光学ディスクを製造する高度技術製造設備に関する更なる規定は、政令で定める。

第 III 章 著作権の有効期間

第 29 条

- (1) 次の著作物に対する著作権は、著作者が生存中と、著作者死亡後 50 年間有効である。
 - (a) 本、パンフレット、その他のすべての書物
 - (b) 演劇、ミュージカル、舞踊、舞踏
 - (c) 絵画、彫刻、像等の形態のすべての芸

術

- (d) パティック
 - (e) 歌詞付又は歌詞なしの歌曲又は音楽
 - (f) 建築物
 - (g) 講演、講義、演説及びその他の口頭で表現される作品
 - (h) 教育、学術のための視覚教材
 - (i) 地図
 - (j) 翻訳、解説、脚色、選集
- (2) 第 1 項の著作物が二人又はそれ以上の著作権に係るとき、著作権は最も長く生存する著作者の生存中とその者の死後 50 年間有効である。

第 30 条

- (1) 次の著作物に関する著作権は、最初の公表から 50 年間有効である。
 - (a) コンピュータープログラム
 - (b) 映画
 - (c) 写真
 - (d) データベース
 - (e) 形態の変化した作品
- (3) 発行物の印刷レイアウトに係る著作権は、最初の発行から 50 年間有効である。
- (4) 第 1 項、第 2 項及び第 29 条第 1 項に述べる著作物についての著作権で、ある法人が所有するものは、最初に公表されてから 50 年間有効である。

第 31 条

- (1) 国が保有又は実施する著作物に係る著作権は、
 - (a) 第 10 条第 2 項は無制限に有効である。
 - (b) 第 11 条第 1 項及び第 3 項は、最初にその作品が公表されてから 50 年間有効である。
- (2) 第 11 条第 2 項の規定に基づいて、出版社が実施する著作物についての著作権は、最初に発行されてから 50 年間有効である。

第 32 条

- (1) 一部分ずつ公表される著作物に係る著作権

の有効期間は、最後の部分が公表された日から起算する。

- (2) 二巻又はそれ以上から構成される著作物に係る著作権の有効期間を決めるに当たり、同様に定期的に発表され同時ではない要約及びニュースについても、それぞれの巻又は要約及びニュースが個別の著作物と見なされる。

第 33 条

著作者の権利を保護する期間は、

- (a) 第 24 条第 1 項の規定の適用は、無制限である。
- (b) 第 24 条第 2 項及び第 3 項の規定の適用は、該当する著作物に係る著作権の存続期間内有効である。ただし、著作者の氏名又はペンネームの記載及び変更については例外とする。

第 34 条

著作物の作成以後計算される著作権保護期間に関して著作者の権利を損なわず、著作物の保護期間は、当該著作物が公表され、公に知られ、発行され、又は著作者が死亡した翌年の1月1日から起算して次の期間である

- (a) 50 年間。
- (b) 著作者の生存中と著作者が死亡してから 50 年間。

第 IV 章 著作物の登録

第 35 条

- (1) 総局は、著作権原簿に著作物の登録を行う。
- (2) 当該著作権原簿は、無料で何人も総局で閲覧することができる。
- (3) 何人も料金の支払を伴い、当該著作権原簿の抄録を自分のために入手することができる。
- (4) 第 1 項の登録に関する規定は、著作権を入手するための義務ではない。

第 36 条

著作権原簿への著作物の登録は、登録される著作物の内容、意味又は形態の承認としての意味を含まない。

第 37 条

- (1) 著作権原簿への著作物の登録は、著作者又は著作権者又は代理人が申請する出願によって行われる。
- (2) 出願は総局宛てにインドネシア語で書かれた書類を 2 部及び著作物の見本又はその代価物の提出と、料金の支払をもって行われる。
- (3) 第 1 項に述べる申請に対して、総局は出願が不備なく受理された日から最大 9 ヶ月以内に決定を行う。
- (4) 第 1 項に述べる代理人は、総局に登録されたコンサルタントである。
- (5) 第 4 項のコンサルタントの選定及び登録の要件及び手続きに関する規定は、政令で定める。
- (6) 出願の条件と手続きに関する更なる規定は、大臣令で定める。

第 38 条

ひとつの著作物に対して権利を有する複数の個人又は法人名が共同で出願するときは、当該出願はそのことを証明する書類の正式な謄本又は文書を添付する。

第 39 条

著作権原簿には、次の事項が記載される。

- (a) 著作者と著作権者の氏名
- (b) 願書受理の日付
- (c) 第 37 条に規定する要件が満たされた日付
- (d) 著作物の登録番号

第 40 条

- (1) 著作物登録は、その出願が第 37 条の要件をすべて満たして総局に受理された時点、又はその出願が第 38 条に述べる複数の個人又は法人によって申請されるときには、第 37 条及び第 38 条に規定する要件をすべて

満たして総局に受理された時点で、行われたと見なされる。

- (2) 第 1 項に述べる登録は、総局によって著作権公報で公開される。

第 41 条

- (1) 第 39 条の規定に従って単一の番号で登録された著作物に係る権利の譲渡は、その登録された著作物に係る全ての権利が権利を譲り受けた者に譲渡される場合にのみ認められる。
- (2) 当該権利の譲渡は、双方又は権利を譲り受けた者からの申請により料金の支払を伴い著作権原簿に記録される。
- (3) 当該権利の譲渡の記録は、総局によって著作権公報で公開される。

第 42 条

著作物が第 37 条第 1 項及び第 2 項並びに第 39 条の規定により登録されるとき、第 2 条の規定における著作権に関する権利を有する他人は、ジャカルタ商務裁判所に登録の取消を訴えることができる。

第 43 条

- (1) 著作権原簿に著作者又は著作権者として氏名が記録されている個人又は法人の名義変更又は住所変更は、その氏名又は住所に係る著作者又は著作権者の書面での申請により、料金の支払を伴い、著作権原簿に記録される。
- (2) 名義変更又は住所変更は、著作権公報又はその他の手段で、総局により公開される。

第 44 条

著作登録の法的効力は次の理由により取り消される。

- (a) 著作者又は著作権者として名称が記録されている個人、法人の申請による取消。
- (b) 第 32 条の規定を考慮し、第 29 条、第 30 条、第 31 条による権利期間満了。
- (c) 最終的な法的効力を得た裁判所判決による無効。

第 V 章 実施許諾

第 45 条

- (1) 著作権の所持者は、第 2 条に規定する行為を行うために実施許諾契約に基づいて他人に実施許諾を与える権利を有する。
- (2) 別途契約がある場合を除き、第 1 項に述べる実施許諾の範囲は、実施許諾契約期間にわたり、インドネシア全領土内で実施される、第 2 条のすべての行為を含む。
- (3) 別途契約がある場合を除き、第 1 項及び第 2 項の行為の実施は、実施権者から著作権者に対する実施料の支払いを伴う。
- (4) 実施権者から著作権者に対して支払われるべき実施料の額は、専門機関の合意を参考にして両当事者の合意に基づく。

第 46 条

別途契約がある場合は除き、著作権者は、引き続き第 2 条に規定する行為を自らで実施し、又は他の第三者に実施許諾を与えることができる。

第 47 条

- (1) 実施許諾契約は、インドネシア経済に損失を発生させえるような規定、又は現行法規に規定される不公正な競争を起こさせるような規定を含んではならない。
- (2) 第三者に対して法的効力を持つことが可能とするために、実施許諾契約は総局に記録されなければならない。
- (3) 総局は、第 1 項に述べる事項を含む実施許諾契約記録の申請を拒絶しなければならない。
- (4) 実施許諾契約記録に関する更なる規定は、大統領令で定める。

第 VI 章 著作権審議会

第 48 条

- (1) 著作権の振興のための普及・指導活動を行う政府を補佐する目的で、著作権審議会を形成する。

- (2) 著作権審議会の会員は、関連する政府機関の代表者、専門機関の代表者、著作権分野の知識を有する民間人から構成され、大臣によって任免される。
- (3) 著作権審議会の義務、機能、組織、業務手続、予算、及び任期についての更なる規定は、政令で定める。
- (4) 第3項の著作権審議会の予算は、知的財産を管轄する省の予算により拠出される。

第 VII 章 隣接権

第 49 条

- (1) 実演家は、その公演の録音及び/又は録画の作成、複製又は放送を行うことを他人に許可し、又は承認なくそのような行為を行うことを禁じるための特権を有する。
- (2) レコード製作者は、音声記録の作品を他人が複製及び/又は賃貸することを許可し、又は承認なくそのような行為を行うことを禁じるための特権を有する。
- (3) 放送事業者は、有線若しくは無線通信、又はその他の電磁システムを通して伝達する放送作品を、作成、複製及び/又は再放送することを他人に許可し、又は承認なくそのような行為を行うことを禁じるための特権を有する。

第 50 条

- (1) 保護期間は以下の通りである。
 - (a) 作品の公演を行った実演家については、その作品の公演若しくは録音又は録画の日から 50 年間有効である。
 - (b) 音声録音したレコード製作者については、その作品の録音が終了してから 50 年間有効である。
 - (c) 放送作品を放送した放送事業者については、その放送作品が最初に放送されてから 20 年間有効である。
- (2) 第 1 項に述べる保護期間は、次の事項の翌年 1 月 1 日より起算する。
 - (a) 公演作品の実現又は公演が終了後
 - (b) 音声録音の終了後
 - (c) 放送作品の最初の放送終了後

第 51 条

第 3 条、第 4 条、第 5 条、第 6 条、第 7 条、第 8 条、第 9 条、第 10 条、第 11 条、第 14 条(b)及び(c)、第 15 条、第 17 条、第 18 条、第 24 条、第 25 条、第 26 条、第 27 条、第 28 条、第 35 条、第 36 条、第 37 条、第 38 条、第 39 条、第 40 条、第 41 条、第 42 条、第 43 条、第 44 条、第 45 条、第 46 条、第 47 条、第 48 条、第 52 条、第 53 条、第 54 条、第 55 条、第 56 条、第 57 条、第 58 条、第 59 条、第 60 条、第 61 条、第 62 条、第 63 条、第 64 条、第 65 条、第 66 条及び第 67 条、第 68 条、第 69 条、第 70 条、第 71 条、第 74 条、第 75 条、第 76 条、第 77 条は、著作権に隣接権に対しても適用される。

第 VIII 章 著作権行政

第 52 条

本法で定めるように、知的財産総局は著作権に関する行政事務を行なう。

第 53 条

総局は、国家規模の著作権公報システム及び可及的広範囲で著作権情報を社会に広めるための情報ネットワークを構築する。

第 IX 章 料金

第 54 条

- (1) 著作権出願、著作権原簿の抄本、著作権譲渡の記録、名義・住所変更の記録、実施許諾契約の記録、強制実施の記録、その他本法に定められる事項の申請は、料金の対象となり、その金額は政令により定められる。
- (2) 第 1 項の料金支払いの条件、期間及手続きについては、大統領令で定める。
- (3) 総局は、大臣及び財務大臣の承認により、第 1 項及び第 2 項の料金から得た収入を現行法規に従って使用することができる。

第 X 章 紛争の解決

第 55 条

著作物全体に係る著作権を他の個人又は法人に譲渡することは、著作者又は著作者の相続人が、彼らの承認なく次の事項を行う者を訴える権利を損なわない。

- (a) その著作物に記載されている著作者の氏名を削除すること。
- (b) 著作物に著作者の名前を記載すること。
- (c) その著作物の題を交換又は変更すること。
- (d) その著作物の内容を変更すること。

第 56 条

- (1) 著作権者は、著作権侵害に対して商務裁判所に損害賠償請求を訴え、又は公表又は複製された物の差押さえを請求する権利を有する。
- (2) 著作権者は、商務裁判所に対して、著作権侵害となる講演及びその他の学会会合、又は公演又は展示会より得られた収入の全部又は一部の差し出しを命じるように請求する権利をも有する。
- (3) 判決を出す前に、権利が侵害された者の損失の拡大を避けるために、裁判官は侵害者に対して、著作物又は著作権侵害の結果である物品の公表及び/又は複製の活動を停止するよう命じることができる。

第 57 条

第 56 条に述べる著作権者の権利は、その著作物を自分の必要性のためにのみ善意で入手し、いかなる商業的目的の及び/又は商業活動に関連する利益のために用いない者に対しては適用されない。

第 58 条

著作物の著作者又は相続人は、第 24 条の規定の違反に対して損害賠償の請求を要求できる。

第 59 条

第 55 条、第 56 条及び第 58 条に述べる訴えは、商務裁判所に提訴した日から 90 日以内に判決が下されなければならない。

第 60 条

- (1) 著作権侵害に対する訴えは、商務裁判所長に対して請求される。
- (2) 書記は、第 1 項の訴えが提出された日に当該訴えを登録し、訴えた者に対して、訴えの登録日と同じ日付で権限ある者の署名のある受領書を送付する。
- (3) 書記は訴えの登録日から 2 日以内に、商務裁判所長に対して訴えを送付する。
- (4) 取消の訴えの登録日から 3 日以内に、裁判所は訴えを審査し、口頭審理の日を決定する。
- (5) 訴えの口頭審理は訴えの登録日から 60 日以内に行われる。

第 61 条

- (1) 訴えの口頭審理は訴えの登録日から 60 日以内に行われる。
- (2) 両当事者の招聘は、最初の口頭審理が行われる最大 7 日前に、招聘状をもって廷吏により行われる。
- (3) 取消の訴えに対する判決は、訴えの登録日から 90 日以内に下されなければならない。最高裁判所長官の承認において 30 日延長できる。
- (4) 完全に法律的な考察よりなる第 8 項の取消の訴えに対する判決は、一般に公開された法廷において言い渡されなければならない。当該判決に対する法的救済が求められるにも関わらず、その事前に効力を有する。
- (5) 第 9 項に規定する判決の謄本は、当事者に対して判決言渡しの日から 14 日以内に廷吏により書面で送達されなければならない。

第 62 条

- (1) 第 61 条第 4 項に規定する商務裁判所の判決に対しては、最高裁判所にのみ上告できる。
- (2) 第 1 項の上告は、上告の対象である判決が当事者に言渡され、裁判所に登録された日から 14 日以内に請求される。
- (3) 書記官は、上告をその請求日に登録し、上告人に対して上告の登録日と同じ日付で書記官の署名のある受領書を送付する。

第 63 条

- (1) 上告人は、第 62 条第 2 項の上告の登録日から 14 日以内に商務裁判所書記官に対して上告理由書を提出しなければならない。
- (2) 書記官は上告の請求書及び第 1 項の上告理由書を被上告人に対して上告理由書が書記官に受理されてから 7 日以内に送付しなければならない。
- (3) 被上告人は、第 2 項の上告理由書を受理した日から 14 日以内に商務裁判所書記官に対して答弁書を提出することができ、裁判所書記官はそれを受理した日から 7 日以内に上告人に対して答弁書を送付しなければならない。
- (4) 書記官は、上告関係書類を最高裁判所に対して第 3 項に規定する期限の経過後 14 日以内に送付しなければならない。

第 64 条

- (1) 最高裁判所は上告を審査し、最高裁判所が上告請求を受理した日から 7 日以内に口頭審理の日を決定しなければならない。
- (2) 上告請求に対する口頭審理は、最高裁判所が上告請求を受理した日から 60 日以内に行われる。
- (3) 上告に対する判決は、最高裁判所が上告請求を受理した日から 90 日以内に言渡されなければならない。
- (4) 完全に法律的な考察よりなる第 3 項の訴えに対する判決は、一般に公開された法廷において言渡されなければならない。
- (5) 最高裁判所書記官は、書記官に対して、上告に対する判決言渡しの日から 7 日以内に、当該判決の謄本を送付しなければならない。
- (6) 商務裁判所の廷吏は、第 5 項の規定における判決の謄本を、上告人及び被上告人に対して、上告に対する判決が書記官によって受理されてから 7 日以内に送付しなければならない。

第 65 条

第 55 条及び第 56 条に述べる訴訟による解決以外に、当事者達は仲裁又は代替的紛争解決法によって紛争を解決できる。

第 66 条

第 55 条、第 56 条及び第 65 条に述べる訴えを起こす権利は、国家が著作権侵害に関する刑事訴訟を起こすことを妨げない。

第 XI 章 仮処分

第 67 条

損失を被った者の請求により、商務裁判所の裁判官は、次の事項のために迅速かつ効果的である決定書を発行できる。

- (a) 著作権及び著作権に隣接する権利の侵害行為の継続を防止し、特に輸入を含む商業網に著作権及び著作権に隣接する権利を侵害する疑いのある物品の侵入を防ぐため。
- (b) 証拠品紛失防止の目的で、著作権と著作権に隣接する権利の侵害に関連する証拠を保全するため。
- (c) 被害を被った者に対して、その者が著作権と著作権に隣接する権利の保有者であり、その申請者の権利が実際に侵害されていることを証明する証拠を提出するよう求めるため。

第 68 条

当該仮処分の決定があったとき、処分を受けた側の意見陳述の権利を含み、直ちに両当事者に通知されなければならない。

第 69 条

- (1) 商務裁判所の裁判官がすでに仮処分を決定したとき、商務裁判所の裁判官は、第 67 条(a)及び(b)に規定する判決を変更、取り消し又は支持するか、当該仮処分決定の日から 30 日以内に決定しなければならない。
- (2) 第 1 項に述べる決定を 30 日以内に裁判官が行なわないとき、裁判所の仮処分は法的効力をもたない。

第 70 条

仮処分が取り消されるときには、被害を被った者は、当該仮処分によって発生したあらゆる損失に

ついて、仮処分を請求した者に損害賠償を求めることができる。

第 XII 章 捜査

第 71 条

- (1) インドネシア共和国の警察捜査官のほか、職務と責任が知的財産権行政を含む省の特定の文民係官は、著作権分野での犯罪行為を捜査するために、刑事訴訟に関する 1981 年法律第 8 号に規定する捜査官としての特別の権限を与えられる
- (2) 第 1 項に規定する捜査官は次の権限を有する。
 - (a) 著作権分野での犯罪行為に係る報告又は情報の真実性を調査すること。
 - (b) 著作権分野での犯罪行為を行ったと疑われる者に対する調査を行うこと。
 - (c) 著作権分野での犯罪事件に関連する個人又は法人から情報を求めること。
 - (d) 著作権分野での犯罪行為に関連する帳簿、記録及び他の書類の調査を行うこと。
 - (e) 帳簿、記録、その他の書類の証拠資料が得られると思われる特定の場所の調査を行うこと。
 - (f) 著作権分野での犯罪事件の証拠となり得る侵害品の材料又は製品の押収を警察と共同で行うこと。
 - (g) 著作権分野での犯罪行為の捜査を行なう上で専門家の支援を求めること。
- (3) 第 1 項の文民捜査官は、刑事訴訟に関する 1981 年第 8 号の規定に従って、検察官に対して捜査の開始を通知し、捜査の結果を提出する。

第 XIII 章 刑事規定

第 72 条

- (1) 何人も第 2 条第 1 項又は第 49 条第 1 項及び第 2 項の行為を故意に権利なく行なう者は、最低 1 ヶ月の禁固刑及び/又は最低 Rp1,000,000(三百万ルピア)の罰金刑若し

くは最高 7 年の禁固刑及び/又は最高 Rp5,000,000,000(五十億ルピア)の罰金刑に処せられる。

- (2) 何人も、故意に著作物、又は第 1 項及び第 2 項に規定する著作権及び著作隣接権の侵害品を故意に放送、展示、流通又は一般大衆に売却する者は、最高 5 年の禁固刑及び/又は最高 Rp500,000,000(五億ルピア)の罰金刑に処せられる。
- (3) 何人も、故意に権利なく商業目的でコンピュータープログラムを複製する者は、最高 5 年の禁固刑及び/又は最高 Rp500,000,000(五億ルピア)の罰金刑に処せられる。
- (4) 何人も、故意に第 17 条の規定に違反する者は、最高 5 年間の禁固刑及び/又は最高 Rp1,000,000,000(十億ルピア)の罰金刑に処せられる。
- (5) 何人も、故意に第 19 条、第 20 条、第 49 条第 3 項の規定に違反する者は、最高 2 年間の禁固刑及び/又は最高 Rp150,000,000(一億五千万ルピア)の罰金刑に処せられる。
- (6) 何人も、故意に第 24 条及び第 55 条の規定に違反する者は、最高 2 年間の禁固刑及び/又は最高 Rp150,000,000(一億五千万ルピア)の罰金刑に処せられる。
- (7) 何人も、故意に第 25 条の規定に違反する者は、最高 2 年間の禁固刑及び/又は最高 Rp150,000,000(一億五千万ルピア)の罰金刑に処せられる。
- (8) 何人も、故意に第 27 条の規定に違反する者は、最高 2 年間の禁固刑及び/又は最高 Rp150,000,000(一億五千万ルピア)の罰金刑に処せられる。
- (9) 何人も、故意に第 28 条の規定に違反する者は、最高 5 年間の禁固刑及び/又は最高 Rp1,500,000,000(十五億ルピア)の罰金刑に処せられる。

第 73 条

- (1) 著作権又は著作隣接権を侵害する作品又は商品及びその行為を行なうための器具は、処分するために国に押収される。
- (2) 第 1 項の作品であって、芸術分野に属し独創性を有するものは、処分の対象にならな

いよう考慮される。

第 XIV 章 経過規定

第 74 条

本法の施行により、本法施行の日に存在する法律規則であって、本法に矛盾せずこの法に基づく新しい規則に取り代わられない限り、依然として有効である。

第 75 条

本法施行の時点で、1987 年法律第 7 号及び 1997 年法律第 12 号によって改正された著作権に関する 1982 年法律第 6 号に基づいて発行された著作権登録証は、残存する保護期間依然として有効である。

第 XV 章 終則

第 76 条

この法は、次に対して適用される。

- (a) インドネシア国民、インドネシアの居住者及びインドネシア法人のすべての著作物。
- (b) インドネシア国民でなく、インドネシアの非居住者及びインドネシアの法人でない者のすべての著作物で、最初にインドネシアで公表されたもの。
- (c) インドネシアの国民ではない者で、インドネシアの非居住者でインドネシアの法人ではない者のすべての著作物で、次の条件満たすもの。
 - (i) インドネシア共和国と著作権保護に関する二国間条約を締結している国に属する者又は
 - (ii) インドネシア共和国と共に著作権保護に関する多国間条約に加盟している国に属する者

第 77 条

本法の施行により、1987 年法律第 7 号及び 1997

年法律第 12 号によって改正された著作権に関する 1982 年法律第 6 号法は無効となる。

第 78 条

本法は制定の日から 12 ヶ月後に施行される。

添付資料9

Attn:
Directorate General of IPR
via Director of Copyright,
Industrial Design, Layout Design of
Integrated Circuit and Trade Secret
In Jakarta

COPYRIGHT APPLICATION FOR REGISTRATION

- I. Creator :
 - 1. Name :
 - 2. Nationality :
 - 3. Address :
 -

- II. Holder of Copyright :
 - 1. Name :
 - 2. Nationality :
 - 3. Address :
 -

- III. Attorney :
 - 1. Name :
 - 2. Nationality :
 - 3. Address :
 -

- IV. Type and title of submitted creation :

- V. Date and place of the first publication in region in Indonesia or region outside Indonesia :

- VI. Description of Creation :

.....
Applicant / Attorney